

学年/組/番号	
生徒氏名 (自署)	

高等学校等就学支援金 課税地確認書

高等学校等就学支援金の受給資格の審査では、課税地(住民票住所を有する市町村)で課税された税額情報が必要です。課税地は本年の1月1日時点(申請又は届出を行う月が4月～6月の場合には、その前年の1月1日時点)の所在地(住民票住所を有する市町村)によって決まります。そのため、本年の1月1日時点の所在地と前年の1月1日時点の所在地に変更がないか確認する必要があります。

つきましては、以下の【確認事項】に御記入願います。

【確認事項】

該当する項目の□にチェック☑を入れてください。

①2019年1月1日時点と2020年1月1日時点の課税地(住民票住所を有する市町村)は同じですか。

□同じです。 □同じではありません。

②①で「同じではありません。」にチェックを入れた方は、以下の項目を記入してください。

No.	課税地が変更となる保護者等の氏名	2020年1月1日時点の課税地	当てはまる場合は□にチェック
1		都 道 市 区 府 県 町 村	□2020年1月1日時点で日本国内に住所を有していない。
2		都 道 市 区 府 県 町 村	□2020年1月1日時点で日本国内に住所を有していない。
3		都 道 市 区 府 県 町 村	□2020年1月1日時点で日本国内に住所を有していない。

高等学校等就学支援金 保護者等状況確認書

従前の就学支援金申請と保護者等の状況に変更があった場合には、改めて申請が必要となります。

つきましては、以下の【確認事項】に御記入願います。

また、これ以降も変更があった場合には申請が必要となります。その際には申し出てください。

【確認事項】

該当する場合、□にチェック☑を入れてください。

①2019年7月の収入状況届出書を提出した時点又は2020年4月に就学支援金の受給資格認定申請書を提出した時点から現在までに保護者等の状況に変更がありますか。

※既に変更届を提出した場合には変更有りませんに☑してください。

□変更があります。 □変更ありません。

裏面を必ず確認してください。

【留意事項】

修正申告や税の更正等の手続きを行った場合には、税務署から発出される更正通知書又は市役所や役場から発出される市町村民税の変更通知書の写しを通知から**15日以内**に高等学校に提出する必要があります。

高校生等奨学給付金 申請意向確認書

- ・高校生等奨学給付金は授業料以外の教育に必要な経費の経済的負担の軽減を図るため、以下の条件に該当する保護者等の方に年に一度、給付金を支給する制度で、返済不要です。

条件: 次の全てに該当

- 1 保護者等が山梨県内に住所を有していること(県外に住所を有する場合は、住所地の都道府県に申請してください。)
- 2 保護者等全員の2020年度の県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税(0円)又は生活保護(生業扶助)を受給している世帯であること
- 3 高校生等が高等学校等就学支援金又は学び直し支援金の受給権者の方

【確認事項】

該当する項目の口[○]にチェック[☑]を入れてください。

	確認項目	審査後の通知
<input checked="" type="checkbox"/>	高校生等奨学給付金の支給を受けたいので、受給申請書及び保護者等の個人番号カードの写し等を提出致します。	支給決定通知又は不認定通知が送付されます。
<input type="checkbox"/>	高校生等奨学給付金の支給条件に当てはまらないため、またはほかの理由により、受給申請書を提出しません。	通知はありません。

※条件のうち、保護者等全員の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額が課税か非課税かわからない場合には、高校生等奨学給付金の受給申請書及び個人番号カードの写し等を必ず提出してください。県が課税情報を取得し判定します。

- 高校生等奨学給付金の詳細については7月に学校からお知らせが配布されます。
- 内容をよく確認していただき、申請手続きをしてください。
- 本確認書で申請書を提出しないとした場合でも申請は可能です。ただし、学校が指定する締切日以降の申請はできません。